

# 令和6年葛巻町議会1月会議 会議録

令和6年1月23日(火)

午前10時開議

【開会】	1
・臨時議長の紹介	
・町民憲章朗唱	
・町長挨拶	
◇議事日程（第1号）	
【仮議席の指定】	3
日程第1 仮議席の指定	
【議長選挙】	3
日程第2 議長選挙	
◇議事日程（第2号）	
【副議長選挙】	4
日程第3 副議長選挙	
【議席の指定】	6
日程第4 議席の指定	
【会議録署名議員の指名】	6
日程第5 会議録署名議員の指名	
【委員会の委員の選任】	6
日程第6 常任委員会の委員の選任について	

日程第7 議会運営委員会の委員の選任について

【 議長の常任委員会委員の辞任の件 】 . . . . . 7

日程第8 議長の常任委員会委員の辞任の件について

【 一部事務組合議会の議員の選挙 】 . . . . . 8

日程第9 盛岡地区広域消防組合議会の議員の選挙

日程第10 盛岡北部行政事務組合議会の議員の選挙

日程第11 岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙

日程第12 盛岡広域環境組合議会の議員の選挙

【 議案第1号～第2号 】 . . . . . 11

日程第13 議案第1号 令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）

日程第14 議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例

令和6年葛巻町議会1月会議 会議録（第1号）

告示年月日	令和6年1月9日（火）					
開会年月日	令和6年1月23日（火）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和6年1月23日（火） 開議10時00分 散会13時55分					
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の概	議席番号	議員氏名	出席の概
	1	竹花 結	○	6	姉帯 春治	○
	2	深澤 進	○	7	高宮 一明	○
	3	藤岡 徹	○	8	辰柳 敬一	○
	4	柴田 勇雄	○	9	山崎 邦廣	○
	5	山岸 はる美	○	10	鈴木 満	○
会議録署名議員	1 番	竹花 結		6 番	姉帯 春治	
会議の書記	議会事務局長	松尾 さゆり		議会事務局長補佐	金子 桂子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	建設水道課長	和野 康弘
	副 町 長	觸澤 義美	教育委員会教育次長 兼まなび交流課長	大久保 栄作
	教 育 長	石角 則行	病院事務局長	大石 和人
	政策秘書課長	波紫 徳彰		
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	主濱 隆志		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
健康福祉課長	触沢 誉			
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

( 開議時刻 10時00分 )

### 議会事務局長 ( 松尾さゆり君 )

本会議は一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日出席議員の中での年長議員は柴田勇雄議員でございます。柴田議員は、議長席にお着き願います。

### 臨時議長 ( 柴田勇雄君 )

ただいま紹介のありました柴田勇雄です。地方自治法第107条の規定により、議長が決まるまでの間、臨時に議長の職務を担いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

ただいまから令和6年葛巻町議会を開会いたします。

本日の会議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き全員で朗唱願います。町民憲章のしおりをご準備の上、ご起立願います。

### 議会事務局長 ( 松尾さゆり君 )

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。葛巻町民憲章。第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあ

う、福祉の町づくりにつとめます。第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

### 臨時議長 ( 柴田勇雄君 )

ご着席ください。以上で葛巻町民憲章の朗唱を終わります。

ここで、町長から令和6年葛巻町議会招集に当たり、挨拶の申入れがありましたので、これを許します。

町長。

### 町長 ( 鈴木重男君 )

本日、ここに新しく選任されました議員の皆様方をお迎えいたしまして、令和6年葛巻町議会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、今月1日に発生しました石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震で犠牲になられました方々に対しまして、心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、甚大な被害を受け、今なお避難生活を送られておられます皆様方に対しましてお見舞いを申し上げます。被災された方々の安全と被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、このたびの葛巻町議会議員選挙におきまして、当選されました現職6名、元職1名、新人3名の議員各位に対しましてお喜びを申し上げ

ます。おめでとうございます。

現在日本全体で人口減少が進行する中、我が町を取り巻く現状を見ますと、他の地域を上回るペースで人口減少、少子高齢化が進んでいる状況にあります。町では、これまでも最重要課題を人口減少問題と捉え、様々な施策を講じてきたところでもあります。各分野において、これまでの取組の成果が表れている一方で、人口減少には依然として歯止めがかからない厳しい状況が続いているところでもあります。

このようなことから、今後におきましても引き続き町の特徴を生かした葛巻らしい、葛巻だからできる施策に果敢に挑戦していく必要があるとともに、医療、教育、産業、福祉、全ての分野においてワンランク質を高めることができるよう、これまで取り組んでまいりました各施策にさらに磨きをかけ、町民が町に誇りと愛着を持ち、この町に住み続けたい、この町で暮らしていきたいと思える町を目指してまいります。

また、開庁から1年ほどが経過いたしました新庁舎くずま〜るであります。本年は消防分署棟、車庫棟のほか、町産材を使用した大屋根広場が完成する予定となっております。これら新たなまちづくりの拠点施設を有効に活用し、町のにぎわいを創出するとともに、地域経済を活性化し、町民が明るく楽しく文化的な生活が送れるよう取り組んでまいる考えであります。

議員各位におかれましては、地域の代表、町民の代表として、町の希望ある未来の創造に向け、

一層のご指導、ご協力を賜りますとともに、町民の声をしっかりと町政に届けていただき、建設的かつ前向きなご提言やご議論をお願い申し上げます。

なお、今議会には補正予算1件、条例改正1件を提案申し上げておりますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

#### 臨時議長（柴田勇雄君）

これより議会の構成に入りたいと思います。

町長はじめ執行機関の皆さんは、議案審議の時間になりましたらご連絡いたしますので、この間退席願います。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩時刻 10時07分）

（再開時刻 10時08分）

#### 臨時議長（柴田勇雄君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから令和6年葛巻町議会1月会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、会議日程は本日1日間といたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、仮議席の指定についてを議題としま

す。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

次に、日程第2、議長選挙についてを議題といたします。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を施錠します。

( 出入口を施錠 )

ただいまの出席議員は10名です。

立会人を指名します。葛巻町議会総合条例第39条第2項の規定により、立会人に深澤進議員及び山岸はる美議員を指名します。

お諮りいたします。投票の結果、最多得票者を議長に、最多得票者が複数の場合はくじで決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

異議なしと認めます。

したがって、最多得票者を議長に、最多得票者が複数の場合はくじで決定することとします。

これから投票用紙を配ります。

投票は単記無記名とし、適任と思われる議員1名の氏名をはっきりとご記入ください。

( 投票用紙配布 )

投票用紙の配布漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱を提示し確認 )

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議

席番号と氏名を呼び上げますので、演壇左側より順番に投票願います。

**議会事務局長 ( 松尾さゆり君 )**

それでは、投票願います。

1番、竹花結議員、2番、深澤進議員、3番、藤岡徹議員、4番、山崎邦廣議員、6番、鈴木満議員、7番、山岸はる美議員、8番、姉帯春治議員、9番、高宮一明議員、10番、辰柳敬一議員、臨時議長、柴田勇雄議員。

**臨時議長 ( 柴田勇雄君 )**

投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

深澤進議員、山岸はる美議員、開票の立会いをお願いいたします。

( 開箱、投票用紙点検、集計作業 )

選挙の結果を事務局長より報告します。

**議会事務局長 ( 松尾さゆり君 )**

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票のうち、有効投票10票。無効投票なしです。

有効投票中、鈴木満議員8票、辰柳敬一議員2票。

以上のとおりです。

**臨時議長（柴田勇雄君）**

ただいま事務局長から報告がありました。

鈴木満議員 8 票、辰柳敬一議員 2 票。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、鈴木満議員が議長に当選されました。

議場の出入口を解錠いたします。

（出入口を解錠）

ただいま議長に当選されました鈴木満議員に、葛巻町議会総合条例第 40 条第 2 項の規定により当選の告知をします。鈴木満議員、承諾の挨拶をお願いいたします。鈴木議員。

**議長（鈴木満君）**

鈴木満でございます。本日、初議会におきまして、ただいまは議長という重責の要職を受けるに当たりご挨拶申し上げます。

これからの 4 年間、微力ながら町政発展に寄与してまいります。議員各位のご協力をいただきまして、議会運営を行ってまいりたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

**臨時議長（柴田勇雄君）**

鈴木議長、議長席にお着き願います。

議長席交代の間、暫時休憩いたします。

（休憩時刻 10時23分）

（再開時刻 10時24分）

**議長（鈴木満君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

休憩中に議事日程をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、日程第 3、副議長選挙についてを議題とします。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を施錠します。

（出入口を施錠）

ただいまの出席議員は 10 名です。

立会人を指名します。葛巻町議会総合条例第 39 条第 2 項の規定により、立会人に深澤進議員及び山岸はる美議員を指名します。

お諮りします。投票の結果、最多得票者を副議長に、最多得票者が複数の場合はくじで決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、最多得票者を副議長に、最多得票者が複数の場合はくじで決定することにします。

これから投票用紙を配ります。

投票は単記無記名とし、適任と思われる議員 1 名の氏名をはっきりとご記入ください。

（投票用紙配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱を提示し確認 )

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、演壇左側より順番に投票願います。

#### 議会事務局長 ( 松尾さゆり君 )

それでは、投票願います。

1 番、竹花結議員、2 番、深澤進議員、3 番、藤岡徹議員、4 番、山崎邦廣議員、5 番、柴田英雄議員、7 番、山岸はる美議員、8 番、姉帯春治議員、9 番、高宮一明議員、10 番、辰柳敬一議員、議長、鈴木満議員。

#### 議長 ( 鈴木満君 )

投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

深澤進議員、山岸はる美議員、開票の立会いをお願いします。

( 開箱、投票用紙点検、集計作業 )

選挙の結果を事務局長より報告します。

#### 議会事務局長 ( 松尾さゆり君 )

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票のうち、有効投票 10 票。無効投票なしです。

有効投票中、山崎邦廣議員 8 票、山岸はる美議員 1 票、姉帯春治議員 1 票。

以上のとおりです。

#### 議長 ( 鈴木満君 )

ただいま事務局長から報告がありました。

山崎邦廣議員 8 票、山岸はる美議員 1 票、姉帯春治議員 1 票。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、山崎邦廣議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を解錠します。

( 出入口を解錠 )

ただいま副議長に当選されました山崎邦廣議員に、葛巻町議会総合条例第 40 条第 2 項の規定により当選の告知をします。山崎邦廣議員、承諾の挨拶をお願いします。山崎議員。

#### 副議長 ( 山崎邦廣君 )

山崎邦廣です。ただいま副議長に選任をいただきました。議会の円滑な運営に貢献できるよう努めてまいります。よろしく願いをいたします。

#### 議長 ( 鈴木満君 )

次に、日程第 4、議席の指定についてを議題とします。

議席は、葛巻町議会総合条例第 14 条第 1 項の規定により、議長が指定することとなっております。事務局長に議席番号と氏名を朗読させます。

なお、10番は議長、9番は副議長といたします。

(再開時刻 11時15分)

議会事務局長。

#### 議会事務局長 (松尾さゆり君)

それでは、朗読いたします。

1番、竹花結議員、2番、深澤進議員、3番、藤岡徹議員、4番、柴田勇雄議員、5番、山岸はる美議員、6番、姉帯春治議員、7番、高宮一明議員、8番、辰柳敬一議員、9番、山崎邦廣副議長、10番、鈴木満議長。

以上でございます。

#### 議長 (鈴木満君)

ただいまの朗読のとおり議席を指定します。

ここで、議席移動のため暫時休憩いたします。

(休憩時刻 10時40分)

(再開時刻 10時42分)

#### 議長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、竹花結議員及び6番、姉帯春治議員を指名します。

ここで、全員協議会開催のため、11時15分まで休憩します。

(休憩時刻 10時43分)

#### 議長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第6、常任委員会の委員の選任について及び日程第7、議会運営委員会の委員の選任についての2件を一括議題とします。

お諮りします。常任委員及び議会運営委員の選任は、葛巻町議会総合条例第136条第3項の規定により、議長が会議に諮って指名するとされておりますので、議長において指名したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議長より指名します。

事務局長に各常任委員及び議会運営委員の氏名を朗読させます。議会事務局長。

#### 議会事務局長 (松尾さゆり君)

それでは、朗読いたします。

初めに、輝くふるさと常任委員会の委員は定数10名でございます。委員に、鈴木満議長、山崎邦廣副議長、辰柳敬一議員、高宮一明議員、姉帯春治議員、山岸はる美議員、柴田勇雄議員、藤岡徹議員、深澤進議員、竹花結議員の10名。

次に、広報常任委員会は定数5名でございます。委員に、高宮一明議員、山岸はる美議員、柴田勇雄議員、藤岡徹議員、竹花結議員。

次に、議会運営委員会の委員は定数4名でございます。委員に、辰柳敬一議員、姉帯春治議員、

山岸はる美議員、藤岡徹議員。

以上のとおりでございます。

**議長（鈴木満君）**

お諮りします。ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり選任することに決定しました。

ただいま私議長が輝くふるさと常任委員に選任されましたが、葛巻町議会総合条例第136条第4項の規定により、輝くふるさと常任委員の辞任を申し出ます。

地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場します。

副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

（休憩時刻 11時18分）

（再開時刻 11時19分）

**副議長（山崎邦廣君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

日程第8、議長の常任委員会委員の辞任の件についてを議題とします。

鈴木議長から、葛巻町議会総合条例第136条第4項の規定により、常任委員を辞任したいとの申

出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり辞任に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、鈴木議長の常任委員会委員の辞任の件についてに同意することに決定しました。

ここで、鈴木議長の除斥を解き、入場を認めます。

議長と交代のため、暫時休憩いたします。

（休憩時刻 11時20分）

（再開時刻 11時21分）

**議長（鈴木満君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選のため、11時45分まで休憩いたします。

（休憩時刻 11時21分）

（再開時刻 11時45分）

**議長（鈴木満君）**

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの休憩中に、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長が互選されておりますので、その結果を報告申し上げます。輝くふるさと常任委員会の委員長に辰柳敬一議員、副委員長に

深澤進議員。広報常任委員会の委員長に山岸はる美議員、副委員長に藤岡徹議員。議会運営委員会の委員長に姉帯春治議員、副委員長に辰柳敬一議員。

以上のおり報告いたします。

次に、日程第9、盛岡地区広域消防組合議会の議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

盛岡地区広域消防組合議会議員に辰柳敬一議員を指名します。

お諮りします。議長において指名した辰柳議員を盛岡地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、指名しました辰柳敬一議員が盛岡

地区広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました辰柳敬一議員に、葛巻町議会総合条例第40条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人から承諾の挨拶をお願いします。辰柳議員。

## 8番(辰柳敬一君)

ただいまは、盛岡地区広域消防組合の議員に推薦をいただきました。今後とも広域消防の近代化のために頑張ってまいりたいと、よろしくご指導賜りますようお願いを申し上げまして挨拶いたします。

## 議長(鈴木満君)

次に、日程第10、盛岡北部行政事務組合議会の議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

盛岡北部行政事務組合議会議員に藤岡徹議員、深澤進議員、竹花結議員を指名します。

お諮りします。議長において指名しました藤岡徹議員、深澤進議員、竹花結議員を盛岡北部行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、指名しました藤岡徹議員、深澤進議員、竹花結議員が盛岡北部行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3名に、葛巻町議会総合条例第40条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人から承諾の挨拶をお願いいたします。3番、藤岡徹議員。

### 3番（藤岡徹君）

一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたします。ご指導お願いいたします。

### 議長（鈴木満君）

2番、深澤進議員。

### 2番（深澤進君）

円滑な事業が運営できるよう努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

### 議長（鈴木満君）

1番、竹花結議員。

### 1番（竹花結君）

円滑な事業が運営できるよう努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

### 議長（鈴木満君）

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩時刻 11時51分)

(再開時刻 13時30分)

### 議長（鈴木満君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、議席番号6番、姉帯春治議員ですが、体調不良のため午後は欠席でございます。

次に、日程第11、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙についてを議題とします。岩手県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合議員は関係市町村の長及び議会の議員のうちから各関係市町村の議会において1名を選挙するとされております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に姉帯春治議員を指名します。

お諮りします。議長において指名しました姉帯春治議員を岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、指名しました姉帯春治議員が岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました姉帯春治議員に、葛巻町議会総合条例第 40 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

次に、日程第 12、盛岡広域環境組合議会の議員の選挙についてを議題とします。盛岡広域環境組合規約第 5 条により、議員は関係市町村の議会において議会議員のうち 2 名を選挙するとされており

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

盛岡広域環境組合議会議員に山崎邦廣議員、高宮一明議員を指名します。

お諮りします。議長において指名しました山崎邦廣議員、高宮一明議員を盛岡広域環境組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、指名しました山崎邦廣議員、高宮一明議員が盛岡広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山崎邦廣議員、高宮一明議員に、葛巻町議会総合条例第 40 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

当選人から承諾の挨拶をお願いいたします。9

番、山崎邦廣議員。

**9番（山崎邦廣君）**

山崎邦廣です。事業の円滑な推進が図れるよう努めてまいります。よろしくお願いをいたします。

**議長（鈴木満君）**

次に、7番、高宮一明議員。

**7番（高宮一明君）**

一生懸命努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**議長（鈴木満君）**

次に、日程第13、議案第1号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）から日程第14、議案第2号、手数料条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。政策秘書課長。

**政策秘書課長（波紫徳彰君）**

お疲れさまでございます。それでは、提案理由の説明をさせていただきます。議案集と議案資料をご準備願います。

議案集1ページをお開き願います。議案第2号、手数料条例の一部を改正する条例でございます。

改正の要旨につきまして、議案資料に整理しておりますので、議案資料により説明させていただきます。議案資料2ページをお開き願います。改正の趣旨でございますが、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び同政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令が一部改正されたことを受け、新たに開始される戸籍、除籍の電子証明書の手数料に関する規定などを追加するものであります。

改正の概要でございますが、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍、除籍謄本等の広域交付のほか、戸籍、除籍の電子証明書提供用識別符号の発行、届出等情報の内容に係る閲覧請求や証明書の交付事務を新たに加えるとともに、それぞれの交付事務に係る手数料の額を規定するものであります。

附則でございますが、この条例は令和6年3月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。申し上げます。

**議長（鈴木満君）**

総務課長。

**総務課長（松浦利明君）**

お疲れさまでございます。それでは、一般会計補正予算書をお願いいたします。議案第1号、令

和5年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,158万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ82億2,387万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。事項別明細書、歳入でございます。10款1項1目地方交付税でございますが、普通交付税が3,523万6,000円増額となるものでございます。これは、国の税収が好調だったことから、昨年12月に普通交付税の追加交付があったものでございます。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金でございますが、地方創生臨時交付金が3,634万5,000円増額となるものでございます。これは、昨年11月に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、地方創生臨時交付金に重点支援地方交付金が盛り込まれ、この補正予算に対応するものが約2,900万円のほか、新型コロナ対応として約700万円が配分されたものでございます。

歳入は以上でございます。

7ページをお願いいたします。次に、歳出についてご説明申し上げます。2款1項10目基金管理費、財政調整基金等積立金2,800万円は、普通交付税の追加交付分を財源として町債減債基金に積み立てるものでございます。

2款1項13目燃料等高騰対策支援事業費3,101万6,000円は、追加交付された地方創生臨時交付

金を財源といたしまして、くずまき商品券を1世帯当たり1万円、町内全世帯、2,750世帯に交付しようとするものでございます。

6款1項5目畜産業費、畜産振興総合対策事業費1,250万円は、自給飼料価格高騰対策支援事業費を新たに創設いたしまして、ツキノワグマによるデントコーン被害を受けた畜産農家の減収分を支援しようとするもので、財源には地方創生臨時交付金533万円を充てるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### 議長（鈴木満君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第1号から議案第2号までの2議案については、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議案第1号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。山崎議員。

#### 9番（山崎邦廣君）

7ページをお願いいたします。6款1項5目畜産業費、自給飼料価格高騰対策支援事業費という

ことで説明がございました。この事業費につきまして、対象農家戸数、どの程度を見積もっておられるのでしょうか、お伺いします。

**議長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（服部隆行君）**

お答えを申し上げます。今回の補正の対象農家数というお尋ねでございますが、酪農家104戸でございます。それから、和牛農家につきましては、毎年実施しております飼養頭数調査におきまして、デントコーンを作付している農家6戸、合わせて110戸となります。

以上でございます。

**議長（鈴木満君）**

山崎議員。

**9番（山崎邦廣君）**

農家戸数につきましては、承知をいたしました。

それで、この予算成立後の流れであります、交付の時期や手続の流れの詳細はどのようになるのでしょうか、お伺いします。

**議長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（服部隆行君）**

お答えを申し上げます。本議会におきまして可決いただいた後でございますが、早急に補助金の交付要項を策定してまいりたいと思います。その後2月以降、交付申請の手続を受け付けたいと考えております。なるべく早期に皆様に補助金の交付をと考えておりますので、3月に入りましたら、可能な限り早い段階で補助金の交付手続に入ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**議長（鈴木満君）**

ほかに。柴田議員。

**4番（柴田勇雄君）**

7ページをお願いしたいと思います。燃料等の高騰対策支援事業費、1万円全世帯に給付するというようなことですが、全世帯に給付になりますので、もう少し町民の皆様方にも分かりやすく、いつぐらいに交付になるのか、どんな手続が必要なのか、詳しくお知らせをいただきたいと思っております。

**議長（鈴木満君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

ただいまの質問にお答えいたします。今回の対策であります、県の経済対策ということで、追

加で盛り込まれたものでございまして、重点支援  
地方交付金を活用してのものでありますが、国で  
は物価高等、非常に厳しい状況にある生活者であ  
ったり事業者に、しっかりと支えるための対策と  
いうことで交付をしていただくものでございま  
す。これに従いまして、今回町といたしましては  
その趣旨に沿いまして、町内の町民に、全世帯に  
対しての交付、一つには地域商品券ということ  
がありますが、これが交付後地域経済を活性化させ  
るということと、それから町民の生活支援とい  
うことを目的に、今回町としてもこの対策を進める  
ものであります。

この手続であります、手続の簡素化も図りな  
がら、速やかにという考え方でございますが、そ  
ういう中ではプッシュ型での手続を想定してお  
りまして、期限までに不要の申入れがなかった世  
帯に対して、ゆうパックでこちらのほうから送付  
するという、そういう手続を取りたいと、このよ  
うに思っております。ただ、その中で、時期であ  
りますが、どうしても速やかにということを考え  
ながらでもありますが、そういう中で商品券の活  
用を考えておりますので、その準備あるいは配付  
に係る時間等々を考慮しながらであります、年  
度内にそういう手続をしっかりと取りながら、その  
期間といたしましては6月あたりをめどに活用  
できる期間を設定しながら進めてまいりたいと、  
このように考えているものであります。ご理解を  
賜りたいと思います。

**議長（鈴木満君）**

柴田議員。

**4番（柴田勇雄君）**

中身については分かりました。燃料の高騰対策  
につきましては、これは町民全員が燃料高騰して  
いるわけでございますから、何か経済対策、あと  
生活支援の観点からいたしますと、ぜひ町民の  
方々一円にこのようなものを支援すべきだと私  
は考えておりました。ちょうどタイミング的にこ  
のような形となりまして、ほっとしているところ  
でございますが、できる限り、商品券で助成した  
いというふうなお話のようでございますが、この  
寒さが和らぐ前に燃料等の高騰対策はぜひやっ  
ていただきたいものだなと、このように思ってお  
りますので、もう一つ早めというお言葉を頂戴  
したいわけですが、いかがでしょうか。

**議長（鈴木満君）**

副町長。

**副町長（觸澤義美君）**

お答えいたします。そのとおりでございまし  
て、この議決をいただいた後、早速そういう事務  
的な体制につきましても、庁舎内の体制をしま  
りと整えまして、できるだけといいますか、2月  
中にそういう手続がそれぞれの家庭に配付でき  
るように、そして早めにそれぞれの家庭にこの支  
援金が届けられるようにしっかりと進めてまい

りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

**議長（鈴木満君）**

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。したがって、議案第1号、令和5年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、手数料条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑はありますか。柴田議員。

**4番（柴田勇雄君）**

手数料条例の一部改正でございますが、今回戸籍法の一部改正による改正内容でございますが、町といたしましてはいろいろな手数料が増えて、項目は増えておりますけれども、件数的にはどのぐらいの手数料を見込んでいるのか、その点につ

いてお伺いをいたしたいと思っておりますし、また施行期日が3月1日となっておりますが、この3月1日になっている理由についてお尋ねをいたしたいと思っております。

**議長（鈴木満君）**

住民会計課長。

**住民会計課長（坂待典子君）**

ただいまの質問にお答えしたいと思います。手数料の見込額でございますけれども、戸籍に関してはここ3年、大体3,000件ほどの有料の申請がございます。見込みとしては、金額としては大体170万から190万ということで、200万弱となっております。今後戸籍等の広域交付等が出てまいりますと、若干件数的には減るかなと思っておりますけれども、今後の相続登記の義務化等にも伴いまして、戸籍の交付件数はどんどん増えている状況ですので、大体同じ200万弱で推移していくのかなと思っております。ご理解のほうをお願いいたします。

もう一つ、施行期日についてでございますが、こちらのほう、戸籍法の改正はもう済んでおりますが、施行が3月1日ということになっておりまして、その施行日に合わせるものでございます。よろしく願いいたします。

**議長（鈴木満君）**

柴田議員。

( 「なし」 の声あり )

**4番 ( 柴田勇雄君 )**

分かりました。

あと、この手数料、令和5年分ですと1か月ですよね。この手数料は、補正等の関係はどのように出てくるのか。あと、新年度は新しくこれが追加になって出てくるのか、その見通しについて伺いをいたしたいと思います。

**議長 ( 鈴木満君 )**

住民会計課長。

**住民会計課長 ( 坂待典子君 )**

お答えいたします。3月、1か月分ということで、今の状況とほとんど、周知等をこれからいたしますので、そんなに変わりはないかと思っております。

当初予算のほうについてですけれども、そちらのほうも現在の戸籍謄抄本の交付件数が増えていくことを見まして、大体同程度で推移するのかなと予想しております。ご理解賜りたいと存じます。

**議長 ( 鈴木満君 )**

ほかに。

( 「なし」 の声あり )

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号、手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 賛成者起立 )

起立全員です。したがって、議案第2号、手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了し、会議に付託された事件は全部終了しました。

以上で令和6年葛巻町議会1月会議を終了します。

次回は、3月第1金曜日の1日に再開することといたします。ご苦労さまでした。

( 散会時刻 13時55分 )

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確なことを認め、ここに署名する。